

# 投票行動を通じた地方政治調査業務委託事業者募集要項

## 1. 適用

本要項は、投票行動を通じた地方政治調査業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

投票行動を通じた地方政治調査業務委託

### (2) 目的

本年度実施の統一地方選挙及び参議院議員通常選挙における有権者の投票行動や投票誘因要素等を把握、分析し、奈良県域における特性を明らかにし、奈良県の投票率の向上をはじめとした奈良県の地方政治の活性化につなげる。

### (3) 委託内容

有権者のアンケート調査の実施とデータ入力・集計及び報告書の作成

※詳細は別紙投票行動を通じた地方政治調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載。

### (4) 業務提案書等の作成に係る経費

業務提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

### (5) 委託料上限額

金7, 154, 840円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

### (6) 委託期間

契約締結日から令和2年3月25日まで

## 3. 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び県税を滞納していない者であること。
- (3) 令和元年7月30日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 令和元年7月30日（火）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経

過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q4検査・分析・調査業務（③調査分析業務）」で登録している者であること。
- (13) プライバシーマーク、I SMS等の個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること。
- (14) 統計調査士、専門統計調査士、専門社会調査士のいずれかの資格を有する者が本件業務を担当すること。

#### 4. 手続き等

##### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地  
奈良県地域振興部市町村振興課奈良モデル推進係  
電話番号：0742-27-9984  
ファクシミリ：0742-23-8439

##### (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限 令和元年8月8日（木）午後3時まで

イ 提出先 担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送のいずれかにて提出

郵送で送付の場合は、必ず電話にて送付した旨連絡のこと。

- ・持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。
- ・郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物 参加表明書（様式1）

##### (3) 業務提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限 令和元年8月21日（水）午後3時まで

イ 提出先 担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送のいずれかにて提出

郵送で送付の場合は、必ず電話にて送付した旨連絡のこと。

- ・持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。
- ・郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

(ア) 参加申込書兼事業者概要書（様式2）【原本1部】

- ・会社概要などがあれば添付すること。

(イ) 類似業務受注実績（様式3）【原本1部とコピー6部】

- ・過去3年以内（平成28年4月1日以降）に国又は地方公共団体の発注した投票行動や政治意識等に関する住民意識調査を受注し、適正に完了したものの実績を記載すること。
- ・実績に基づく経験、ノウハウなどを本件業務にどのように生かすか等について記載すること。

(ウ) 委託業務実施体制について（様式4-1及び様式4-2）【原本1部とコピー6部】

- ・本業務における執行体制（組織体制や人員配置計画等）について記載すること。
- ・本業務における総括責任者及び担当者について、経験年数や保有資格などを記載すること。
- ・品質保証に関する認証制度（ISOなどの国際規格等）の取得状況や品質保証に関する社内での取り組み基準（ガイドライン作成等）について記載すること。

(エ) 業務工程計画（様式5）【原本1部とコピー6部】

(オ) 業務提案書（様式6）【原本1部とコピー6部、添付資料は原本1部のみ】

- ・有権者へのアンケート調査で、有権者の真意を引き出すための工夫点について提案すること。
- ・アンケート調査の回答率を高めるための具体的かつ有効な方法について提案すること。

※業務提案書については、提案者を判読できるような記載や用紙の使用は行わないこと。ただし、原本の1部のみは、業務提案書の余白部分に会社名及び業務提案担当者名、連絡先を記載すること。

(カ) 見積書（様式任意）【原本1部】

- ・宛先は「奈良県知事 荒井正吾」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）
- ・消費税率は10%で算出すること。

#### (4) 説明会

説明会は開催しない。

#### (5) 質問の受付

ア 受付期間 令和元年7月31日（水）午後3時から  
令和元年8月7日（水）午後3時まで

- イ 質問先 担当部局に同じ
- ウ 受付方法 「質問票」（様式7）に質問事項を記載のうえ、ファクシミリで送付し、電話にて送付した旨を連絡すること。  
※電話など口頭による質問は受け付けない。
- エ 回答方法 インターネットホームページ  
「奈良県市町村振興課 (<http://www.pref.nara.jp/1632.htm>)」内に掲載する。  
個別には回答しないものとする。なお、質問者名は明示しない。
- オ 回答日 令和元年8月8日（木）

## 5. 委託事業者の選定

### (1) 業務提案書等の評価

ア 業務提案書等の評価は、投票行動を通じた地方政治調査業務委託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）により、次の評価項目等について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い事業者を契約の相手方として選定する。ただし、合計得点が配点の6割を下回る場合は選定しない。提案者が2者に満たなかった場合においては、各委員の評価の合計点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。なお、審査は非公開とする。

#### 【評価項目及び配点】

評価項目	審査項目	配点割合
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>国又は地方公共団体の発注した投票行動、政治意識等に関する住民意識調査の元請としての受注実績があるか。</li> <li>また、上記の実績に基づく経験やノウハウなどがこの業務に生かす可能性が高いか。</li> </ul>	15%
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>この業務に対する執行体制（組織体制や調査員等の人員配置計画）は、円滑な業務執行が期待できるか。</li> </ul>	10%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任者及び担当者には、業務内容に見合う経験、知識を有した者を配置されているか。</li> </ul>	15%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証に関する認証制度の取得や社内取組基準の作成など、品質の高い成果物が期待出来るようなマネジメントシステムが構築されているか。</li> </ul>	10%
業務実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>実現性の高いスケジュール、作業過程が明確に示されているか。</li> </ul>	10%
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件調査目的に鑑み、有権者の真意を引き出す工夫について、具体的かつ有効な提案はされているか。</li> </ul>	15%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>回答率を高めるための具体的かつ有効な提案はされているか。</li> </ul>	15%
経費見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費の内訳、範囲が明確に示されており、経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額となっているか。</li> </ul>	10%

- イ 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ウ 選定結果は、業務提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する（令和元年8月23日（金）頃に通知を予定）。
- エ プレゼンテーション及び質疑応答は、令和元年8月22日（木）に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する（令和元年8月9日（金）頃に通知を予定）。

## （2）事業者との契約

- ア 上記5（1）により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補者となり、契約締結の協議を行う。
- イ 業務提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の業務提案書等を無効とし、契約締結後に契約を解除することがある。
- ウ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- エ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - （ア）役員等が暴力団員であるとき。
  - （イ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - （ウ）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - （オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - （カ）その相手方が上記（ア）から（オ）のいずれかに該当することを知りながら、本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）を締結したとき。
  - （キ）上記（ア）から（オ）のいずれかに該当する者をその相手方として本契約に係る下請契約等を締結していた場合〔上記（カ）に該当する場合を除く。〕において、県の求めに応じず、当該下請契約等を解除しないとき。
  - （ク）本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## （3）その他

採択された業務計画・業務提案は、委託者との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

## 6. その他

- （1）提出された書類は返却しない。また提出した業務提案書を委託者に無断で他に使用することはできない。
- （2）提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- （3）選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等を公表する場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等を開示する場合がある。
- （4）選定結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- （5）募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合は県は一切の損害賠償の責を負わない。
- （6）委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、4（1）担当部局の指示に従うこと。
- （7）委託期間中において、県が委託業務に関して報告を求めたときは、これに応じること。